

医師の働き方改革・労働法教育の取組紹介 (普及啓発関係)



厚生労働省

労働基準局労働条件政策課・医政局医事課



いきいき働く医療機関サポートWeb（略称：いきサポ）

いきサポでは、医療機関向けの勤務環境改善情報・取組事例など、医療機関に必要とされる情報を集約しています。

URL : <https://iryou-kinmukankyoku.mhlw.go.jp/>

医師の働き方改革を学ぶのは初めての方はこちら

医師及び医療従事者の皆さまを対象に、「医師の働き方改革」の趣旨や制度内容の学習教材として、解説スライドや、eラーニング等をご紹介します。

ご自分でご覧になっていただくほか、医療機関内での勉強会等でもぜひご活用ください。

「学ぶ」「読書」「作る」を対する！

医師の働き方改革 解説スライド

マンガで学ぼう！

医師の働き方改革

クイズで学ぼう！

医師の働き方改革 eラーニング

医師の働き方改革について

解説スライド マンガで学ぶ eラーニング

医師の働き方改革の制度解説ページ

本ページは医師の働き方改革の制度についての情報を掲載しているページです。医師の働き方改革については、厚生労働省が行う「トップマネジメント研修」や「医師厚生労働省にも直接ご質問等いただくことが可能です。

医師の働き方改革に関する解説（厚生労働省）

医師の働き方改革 行政説明動画

厚生労働省等の医師および関連行政機関による動画コンテンツをさせていただきます

- 1 医師の働き方改革の概要
- 2 医療機関が2024年に向けて取り組むこと
- 3 医療機関の取組への支援
- 4 まとめ

見る YouTube

動画で医師の働き方改革を解説

医療機関の勤務環境の改善に役立つ！

いきサポでは、各種情報や医療機関の取組み事例を紹介しています。

初めての方向けページ

医師の働き方改革を学ぶのが初めての方はこちら

イベント開催案内

医師の働き方改革解説ページ

医師の働き方改革の制度解説・最新情報

取組事例動画・記事検索ページ

医療機関の取組み事例紹介動画・事例検索

取組み事例紹介動画

医療機関における勤務環境改善取組事例を動画形式で掲載しております（動画一覧は以下「医療機関の取組み事例動画一覧」を参照ください）。

動画の添削、動画の内容を詳細化した原稿も掲載しておりますのでご参照ください。

院内業務の見直しにより、業務改善を行った事例（今村総合病院）
掲載日：令和5年5月23日

院内業務の見直しにより、業務改善を行った事例

医師勤務環境改善に関する取組事例の紹介

見る YouTube

取組み事例の検索

労務管理の方法	他職種とのタスク・シフトシェア	医師間の業務整理及びタスク・シフト/シェア	地域連携	多職種連携
病棟マネジメント・業務マネジメント	意識醸成	子育て・家族介護等の環境の整備	キャリア支援・スキルアップ	ICT活用
コンプライアンス体制の整備	職員の健康維持、管理、増進体制の整備	患者・患者家族対応に関する体制の整備	職員採用	働きやすさ確保に向けた風土・環境整備

医療機関の好事例取組を検索・紹介

臨床研修修了者向けリーフレットの発行

- 医師の働き方改革の制度が施行され、各医療機関における労務管理体制がより一層強化された。医師自身もそうした労務管理に対する意識を高め、いく必要がある中で、臨床研修を修了し、これまでとは異なる環境や責任を持って新たなキャリアを築き始める若手の医師に、**必須の労働関係のルールや、医師として仕事を行う上で認識しておくべき自身の健康管理の基礎知識**をわかりやすくまとめたリーフレットを作成。
- 令和7年度の全ての臨床研修修了者に配布いただけるよう、臨床研修修了予定の全医師を対象に行う「臨床研修修了者アンケート調査」に付す形で、厚生労働省より本リーフレットを全臨床研修病院に送付。



臨床研修修了者向けリーフレットの内容

医師も労働者です。 労働者を守る法律が適用されています。



労働時間には上限があります

- 所定労働時間(原則として週40時間以内)が決められています。
 - 所定労働時間を超える労働(時間外労働)を行うには、労働者の代表と医療機関との間で上限時間に関する協定(通称『36(サブロク)協定』)を締結する必要があり、その範囲で行う必要があります。
- ※労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間と定義されています。所定労働時間外の研修は、上司等から指示されたものや、しないとペナルティがあるなど職場で不利益になるものは、労働時間とみなされません。
- ※使用者とは、労働条件の決定、労務管理、業務における指揮命令などを行う立場にある人であり、院長に限りません。
- ※宿直の業務については、労働密度が低く、十分に休めるようなもの限り、労働基準監督署から「宿直許可」を受けられ、労働時間規制における労働時間には含まれません。

労働時間の上限は医療機関ごとに異なります

- 副業・兼業先の労働時間も通算した上での時間外・休日労働の上限は、年960時間または年1,860時間です。
- 勤務先の医療機関にどの水準が適用されているか知っておきましょう。



時間外・休日労働の上限時間

自院での適用水準	副業・兼業先での適用水準	あなたの年の上限時間
A水準	A水準	960時間 (A水準)
A水準	連携B・B・C水準	1,860時間 (連携B・B・C水準)
連携B・B・C水準	A水準	
連携B・B・C水準	連携B・B・C水準	

※原則の適用水準はA水準であり、最も多くの病院に適用されています。
地域医療の確保のために長時間労働が必要な場合の適用水準:連携B・B水準
技能の修練のためにやむを得ず長時間労働が必要な場合の適用水準:C水準

医師の健康を守るルールがあります

- 医療機関は、以下の措置を必ず行います。
 - ▶ 月100時間以上の時間外・休日労働を行う場合には、原則として100時間に達する前に面接指導を行います。面接指導で健康状態を確認し、必要な配慮を行います。
- 連携B・B・C水準が適用される医師には更に以下の措置を必ず行います。
 - ▶ 過度な長時間の連続勤務とならないよう、勤務間インターバルを設けます。

※勤務間インターバルとは、勤務と勤務の間の休息の時間のことです。
24時間のうち9時間、あるいは46時間のうち18時間のインターバルを設ける必要があります。
この時間に緊急の業務が生じた場合は、後から代償休息を取る必要があります。

※医療機関は、A水準の医師についても、勤務間インターバルを確保するよう努めています。

医師の働き方改革の詳細はこちらを確認!
「医療を未来につなぐために～マンガでわかる医師の働き方改革～」



新たな挑戦を迎えるあなたが 心も体も元気に働くことが何より大切です。 それが、患者さんを守ることに繋がります。

心と体を健康に保つためには、睡眠や休息が必要です

- 熟睡感が伴うような、良質な睡眠がとれていますか?
 - 心理的に完全に仕事から離れる休息がありますか?
 - バランスの良い食事をとれていますか?
- 長時間労働は、脳卒中、虚血性心疾患、心房細動、糖尿病、アルコール消費、体重増加への影響があります。また短時間睡眠は、生活習慣病のリスクを高めます。
 - さらに、慢性睡眠不足は強い疲労感を感じていても眠気を感じず、働き続けてしまう要因にもなります。

長時間労働は、医療安全にも悪影響を及ぼします

- 長時間労働は医師のパフォーマンスを低下させ、医療事故のリスクを高めます。アメリカでは現在も議論中であるものの、勤務時間が長く労働環境が厳しい医師は、重大な医療事故や誤診が多いことが研究によって判明しています。

詳細は「長時間労働医師への健康確保措置に関するマニュアル(改訂版)」を参照



先輩の声



今までは指導医の先生と一緒にだったけど、一人で当直することが増えて最初は緊張しました。アルバイト先でも一人当直がほとんどです。

専門診療科の医師としての外来診療が始まり、外来日の前日は予約しています。日々勉強です。でも、患者さんには自分の外来診療に満足してもらいたいと思っています。



アルバイト先に初めて行くときに、車で移動するのが案外大変だと思いました。慣れない街を運転するのは気を遣います。

臨床研修医の時は見るだけで良かった手術も、自分が術者になるためには、全ての手順や器具を覚える必要があります。手術中はずっと全力集中です。



病院長等を対象としたマネジメント研修事業

行政説明・医療機関における取組事例の紹介・受講者による意見交換を内容とする医師の働き方改革に向けたトップマネジメント研修を実施。

<通常回>



オンライン開催
参加費無料

医療機関のみなさまへ

2025年度 トップマネジメント研修のご案内

医師の働き方改革 最新情報と事例

[各医療機関で勤務環境の改善に向けて様々な取り組みが行われています!]

2024年4月の医師の働き方改革関連制度の適用から、約1年が経過しました。引き続き、2026年度末に予定されている施行後3年を目標とした見直しに向けて、医師の時間外・休日労働の削減に向けた取り組み、働きやすい職場環境の整備、現場の理解促進など、勤務環境改善に向けたさらなる取り組みと、長時間労働の医師がいる全ての医療機関における面接指導の実施等を進めていくことが求められています。

本研修では、医師の働き方改革に関する最新情報を提供するとともに、他の医療機関の事例発表や参加者同士の意見交換を通じて、具体的な取り組みを推進するためのヒントを提供します。

参加申込はこちら

<https://hospital-topmanagement-seminar.mhlw.go.jp>



日時	2025年6月～2026年2月 各回14:00～16:30 (予定)
会場	オンライン(Zoom)
対象	医師の労務マネジメントに関わる方 (病院長の他、副院長、診療科長、事務長、働き方改革担当部門長など)
プログラム	①厚生労働省担当官による医師の働き方改革に関する行政説明等 ②働き方改革を実践している病院長からの事例講演(2事例講演) ③有識者による講演 ④参加者間での意見交換 ⑤質疑応答
定員	各回150名程度(先着順) ※定員になり次第受付終了
申込締切	各開催日の3営業日前

医療の質、安全の確保や人材確保のために、勤務環境の改善を進めましょう!!

日時	2025年6月～2026年2月 各回14:00～16:30 (予定)
会場	オンライン(Zoom)
対象	医師の労務マネジメントに関わる方 (病院長の他、副院長、診療科長、事務長、働き方改革担当部門長など)
プログラム	①厚生労働省担当官による医師の働き方改革に関する行政説明等 ②働き方改革を実践している病院長からの事例講演(2事例講演) ③有識者による講演 ④参加者間での意見交換 ⑤質疑応答
定員	各回150名程度(先着順) ※定員になり次第受付終了
申込締切	各開催日の3営業日前

<特別回>



特別回

・トップマネジメント研修のご案内・

日時
2025年
12月9日(火)
14:00～15:30

中野美加氏
組織力向上のための
マネジメント

参加費無料

面接指導実施医師養成講習会に関するホームページ 「医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ」

2024年4月から、時間外・休日労働が月100時間以上となることを見込まれる医師に対して、面接指導を実施することが義務となった。面接指導実施医師になるためには、「面接指導実施医師養成講習会」の受講が必要となるが、当該講習会のe-ランニングでは、**労働法制に関するカリキュラム**も盛り込まれている。

医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ

<https://ishimensetsu.mhlw.go.jp/>

面接指導実施医師養成講習会について



第1章 総論・法制論



第2章 健康管理



第3章 追加的健康確保措置1



第3章 追加的健康確保措置2



第4章 面接指導の基礎



第4章 面接指導の実際1



第4章 面接指導の実際2



第5章 意見書作成と環境調整



以下の9種類のeラーニング教材を、公開

1. 面接指導実施医師養成講習会について
2. 第1章 総論・法制論
3. 第2章 健康管理
4. 第3章 追加的健康確保措置1
5. 第3章 追加的健康確保措置2
6. 第4章 面接指導の基礎
7. 第4章 面接指導の実際1
8. 第4章 面接指導の実際2
9. 第5章 意見書作成と環境調整

第1章 総論・法制論 ※ 労働法制についても盛り込まれている



総論・法制論

1. 労働基準法の概要
2. 労働安全衛生法の概要
3. 労災認定基準について
4. 医療法等の一部を改正する法律について
5. 面接指導を行う上での留意点
6. まとめ

労働基準法(労基法)

- 労働条件の最低基準を定める日本の法律で、日本国憲法第27条第2項に基づいて1947年に制定された。
- 労働者が持つ生存権の保障を目的として、労働契約や賃金、労働時間、休日および年次有給休暇、災害補償、就業規則などの項目について、労働条件としての最低基準を定めている。
- 労働基準法第2条では、労働条件の決定について定められており、労働条件等、労働者と使用者の法律関係は、法令、労働協約、就業規則、労働契約によって決定、規律される。

※URL: 労働基準法 | e-Gov法令検索

労働安全衛生法(安衛法)

1960年代からの高度経済成長の中で労働災害の危険が増大・多様化し、労働災害防止のために柔軟な対応が求められるようになった。
→労働基準法の中に規定されていた安全衛生の規制を抜本的に充実させるために新たに制定された。

目的 (第一条) (抄)	労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する
事業者の責務 (第三条第一項)(抄)	事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。
適用対象となる者	民間で働く労働者 一部の地方公務員、一部の国家公務員

※URL: 労働安全衛生法 | e-Gov法令検索

相談内容に関する支援先一覧

<p>労働基準監督署 (総合労働相談コーナー)</p>	<p>賃金、労働時間、年次有給休暇についての相談を受付しています。 ・36協定のこと分からない / ・労働時間管理のこと分からない など 総合労働相談コーナーでは、労働問題に関するあらゆる分野の相談を受付しています。 ・労働条件、解雇、いじめ、嫌がらせなど</p>
<p>都道府県労働局 (雇用環境・均等部(室))</p>	<p>労働関係法令(労働基準法・労働契約法など)についての相談を受付しています。 ・性別による差別 / ・ハラスメント対策 ・妊娠・出産・育児休業・介護休業の取得等を理由とする不利益な取扱い ・妊産婦の健康管理、育児休業・介護休業の取得など</p>
<p>労働条件相談 ほっとライン</p>	<p>平日夜間・土日・祝日に、無料で労働条件に関する無料相談を受付しています。 0120-811-610(はい!ろうどう) 平日:17時~22時 / 土日祝:9時~21時 ※年末・年始(12月29日~1月3日まで)は除く</p>
<p>確かめよう労働条件</p>	<p>労働基準法などの法令・制度をアニメ等で手軽に学習、相談窓口や行政の取組の紹介しています。</p>
<p>いきサポ</p>	<p>医療機関の勤務環境の改善に役立つ各種情報や医療機関の取組み事例を紹介しています。 実際の医療機関の勤務環境の改善の取組みを進めるためのデータベースとしてご活用ください。</p>
<p>働く人のメンタルヘルス 「こころの耳」</p>	<p>職場におけるメンタルヘルスに関する総合的な情報提供を行うとともに、メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する相談に、産業カウンセラー等の専門家が対応しています。</p>
<p>働く人のメンタルヘルス 「産業保健総合支援センター」</p>	<p>産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス等に豊富な経験を有する専門スタッフが、産業保健関係者(産業医・産業看護職・衛生管理者・人事労務担当者等)から産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、メール等でご相談に応じ、解決方法を助言しています。</p>

令和8年度も 労働法教育の支援を 継続します！

医師の働き方改革に
みんなで一緒に取り組んで
いきませんか？

本日のシンポジウムの
感想をアンケートフォーム
からお寄せください。

